

令和5年4月17日

保護者様

三田市教育委員会

弾道ミサイル飛来に伴う学校の対応について(お知らせ)

弾道ミサイルが日本に飛来し、緊急に対応すべき事態が生じた場合に備え、以下の対応を取ることをお知らせします。

記

1. 情報の伝達について

弾道ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「J アラート」を活用し、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージが流れるほか、緊急速報メールやラジオ・テレビ・スマートフォン等の媒体を介してミサイル発射等の緊急情報が伝達されます。

2. 学校園にいる場合

始業後に、兵庫県に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は学校で避難行動を取らせてます。

ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。緊急情報が流れたら、教職員は直ちに適切な避難行動をとるよう、子どもたちに伝え誘導します。

(1) 屋外にいる場合

- ・ 校舎、体育館(学校の場合)など、近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難させます。
- ・ 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守らせます。

(2) 屋内にいる場合

- ・ できるだけ窓から離れた位置へ移動させます。

※ 当該ミサイルが日本上空を通過した場合や領海外の海域に落下したなど、当該ミサイルによる危険が回避されたことが確認できた場合(以下、「危険が回避」という。)は、通常の教育活動を継続します。

3. 自宅(登校前)にいる場合

午前7時までに、兵庫県に「屋内避難の呼びかけ」があり、

- ・ 午前7時時点で「危険が回避」されない場合は臨時休業とします。
- ・ 午前7時までに「危険が回避」された場合は通常通りの教育活動とします。
- ・ 午前7時より後に「危険が回避」された場合は原則臨時休業としますが、気象警報解除と同様に学校園長の判断とします。

4. 登校中の場合

自宅から学校までの間に、兵庫県に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、「2. 学校園にいる場合」

を参照し、各自が避難行動を取るように、あらかじめ子どもたちに伝えます。避難行動の後、学校または自宅へ向かう(戻る)よう指導します。

- ・学校教職員は通学路において子どもたちの登校指導に努めます。
- ・始業時刻までに「危険が回避」されない場合は臨時休業としますので、保護者の方へお子様の引き渡しを行います。
- ・保護者の方への引き渡しができるまでは、お子様については学校園で待機させます。

5. 弾道ミサイルが、日本の領土・領海に落下した場合

- (1) ミサイルが着弾した直後については、外に出ないで屋内避難を続けてください。被害の内容が明らかになったら、新たな指示が伝えられるので従ってください。
- (2) 国内外の混乱が予想されますので、国からの情報等収集に努めてください。
- (3) 学校園の再開については、安全確保の状況、国からの情報等を勘案しながら、三田市危機管理警戒本部が判断し通知しますので、その通知を受けて保護者の方へ連絡します。

6. ミサイルが上空を通過した場合

不審な物を発見した場合には決して近寄らず、直ちに警察や消防などに連絡してください。

冷静に行動できるよう、心の準備をお願いします。

なお、国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)をご確認ください。